

令和3年度

大阪労働局における重点対策
事項に係る取組状況

資料目次

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応策・・・(1頁)
- (2) 働き方改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・(2～3頁)
- (3) 雇用環境・均等の分野・・・・・・・・・・・・(4～7頁)
- (4) 労働基準の分野・・・・・・・・・・・・・・・・(8～14頁)
- (5) 職業安定の分野・・・・・・・・・・・・・・・・(15～20頁)
- (6) 需給調整事業の分野・・・・・・・・・・・・(21頁)
- (7) 労働保険適用徴収の分野・・・・・・・・・・・・(22頁)

【新型コロナウイルス感染症への対応策】

新型コロナウイルス感染症に対する取組

○特別労働相談窓口

- ①総合労働相談コーナー 新型コロナウイルス感染症の影響による一般的な労働相談
- ②労働基準部監督課内 新型コロナウイルス感染症の影響による法令違反に関する情報提供
- ③助成金センター 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金に関する相談
- ④雇用環境・均等部内 母性健康管理措置全般、母性健康管理措置による休暇制度導入助成金及び両立支援助成金に関する相談
小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口(令和3年9月30日から令和4年6月30日までに延長)
企業及び労働者からの特別休暇の導入に係る相談等
- ⑤大阪新卒応援ハローワーク内(新卒者内定取消等特別相談窓口) 新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消し等に係る学生等に対する相談
- ⑥需給調整事業部内 新型コロナウイルス感染拡大等に伴う労働者派遣契約の解除等の労働者派遣法に関する相談、制度の説明

○各種助成金等の再開及び特例措置の延長等

- ①新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金及び支援金
※令和3年9月30日より再開 令和3年8月1日～令和4年3月31日までの休暇が対象
- ②両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症対応特例) ※令和3年度より
- ③新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金及び両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース) ※令和3年度より
- ④雇用調整助成金の特例措置
※特に業況が厳しい事業主や緊急事態措置等の対象区域において休業を実施する事業主については、助成率及び上限額の引き上げ
- ⑤新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
※対象期間を令和4年3月まで延長することに併せ、申請期限も延長
- ⑥産業雇用安定助成金
※令和3年8月1日以降に新たに開始される出向について、独立性が認められない子会社間などの「在籍型出向」も新たに助成対象となる

○新型コロナウイルス感染症関連労働相談状況

(令和2年2月14日～令和4年1月31日)

①相談総件数

内訳	累計
事業主	177,578
労働者 (家族知人含む)	10,566
その他(社労士、経済団体、各種団体等)	27,516
合計	215,660

②相談内容

内訳	累計
雇用調整助成金	191,480
休業に関すること	9,219
小学校休業等 対応助成金	3,991
解雇・雇止め	1,498
新規学卒者の 内定取り消し	59
合計	216,405

○雇用調整助成金等申請状況

(令和2年2月14日～令和4年1月31日)

雇用調整助成金	累計	緊急雇用安定助成金	累計
申請件数	462,432	申請件数	131,342
支給決定件数	458,619	支給決定件数	129,400

【働き方改革の推進】①

大阪働き方改革推進会議の取組

○推進会議(労働施策総合推進法に基づく「協議会」に位置付け)では、大阪地域で働き方改革を進める指針となる「基本方針」及び各構成団体が毎年度取り組む事項を「実行計画」として取りまとめ、各構成団体間で情報共有や意見交換等を行い、連携を図っている。

○本年度より、「在籍型出向等支援作業部会」を設置。

○令和3年7月2日 第8回本会議をWEBで開催。

○令和3年10月21日 令和3年度 第1回実務者会議を開催。



第1回 実務者会議

◆基本方針

働き方改革関連法の周知・浸透をはじめ、多様な人材の活躍促進などのテーマを設け、取組の方向性を制定。

◆実行計画

構成員の取組予定を実行計画として年度当初に明示し、構成員間の相互連携を促す。

構成団体

行政機関	労使団体等	金融機関
<ul style="list-style-type: none"> 大阪府 大阪市 堺市 近畿総合通信局 近畿財務局 近畿厚生局 近畿農政局 近畿経済産業局 近畿地方整備局 近畿運輸局 大阪出入国在留管理局 大阪労働局(事務局) 	<ul style="list-style-type: none"> 連合大阪 関西経済連合会 大阪商工会議所 堺商工会議所 大阪府商工会連合会 大阪府中小企業団体中央会 大阪府社会保険労務士会 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪信用金庫 池田泉州銀行 りそな銀行 関西みらい銀行

オブザーバー

近畿税理士会、全国労働保険事務組合連合会大阪支部、大阪産業保健総合支援センター、中央労働委員会事務局西日本事務所、大阪府よろず支援拠点、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

最低賃金のための環境整備に関する作業部会

就職氷河期作業部会
(大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム)

在籍型出向等支援作業部会
(大阪府在籍型出向等支援協議会)

働き方改革推進支援・賃金相談センター

○中小企業や小規模事業者等に働き方改革への理解を促進し、課題に応じた支援を推進するため、平成30年4月から「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」を開設。

○令和3年度は、令和元年度、2年度に引き続き大阪府社会保険労務士会に委託し、大阪府社会保険労務士会館5階に開設。

○企業からの電話・来所・メール・オンラインによる相談対応、事業所への専門家派遣(訪問、WEB)も、同会館を会場とした働き方改革関連法セミナー、すべて無料で利用できる。

○本年度から、業種別事業主団体に対する継続的支援を実施。

【主な相談内容】

社会保険労務士や経営コンサルタント等のビジネスサポートの専門家が労務管理・賃金制度等の悩みに無料で相談に対応。

○労働時間の見直し(時間外労働の削減・36協定の締結の仕方など)

○非正規雇用労働者の処遇改善(同一労働同一賃金ガイドライン対応など)

○助成金の活用(利用可能な各種助成金に関するアドバイスなど)

最低賃金引上げに関する相談についても、積極的に対応。

働き方改革関連法の円滑な施行
(同一労働同一賃金に関する周知)

○パートタイム・有期雇用労働法

・令和3年4月からは、中小企業にも適用。

・令和3年7月13日にWEBセミナーを開催する等、引き続き周知・啓発を行うとともに、「取組手順書」等により、改善に向けた検討・取組を支援。



○労働者派遣法

・「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を設置。

・新規許可派遣事業所へ「派遣労働者の待遇改善に向けた対応マニュアル」の郵送による周知・啓発を実施。

働き方改革関連法の円滑な施行

労働基準法の現行法制及び改正労働基準法の周知

○「働き方改革」の推進に向けた労働時間相談・支援班の取組

労働基準監督署に設けられた労働時間相談・支援班が、管内の中小企業事業主団体等や事業場に対して、改正労働基準法の内容、長時間労働の削減等やテレワークなど「新たな働き方」の周知啓発に関する説明会や訪問支援等を実施しました。大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターと連携して、可能な限りリモート方式を活用するなど、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止対策を講じながら取り組みました。

【労働時間相談・支援班による実施状況】(令和4年1月末現在)

集団指導		訪問支援(※1)		その他個別支援(※2)	
回数(回)	参加事業場数(社)	件数	件数	件数	件数
56	1,092	1,164		2,130	

※1最低賃金引上げに伴い中小企業における「生産性向上」に向けた支援策の周知を含む
 ※2事業場における感染症防止対策の徹底に加えてテレワークの導入推進等の周知啓発を目的とした個別支援

【労働時間相談・支援班による周知のためのセミナー】

各署に設けられている労働時間相談・支援班は、改正労働基準法や働き方改革の推進に向けた支援策等の周知のため、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながらセミナーを実施しました。一例を紹介いたします。

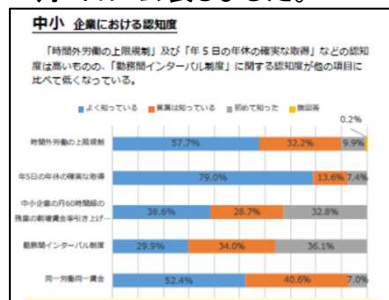
開催日: 令和4年1月13日・25日
主催: 大阪中央労働基準監督署
 (大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター共催)
テーマ: 改正労基法、労使トラブル防止のための対策
 など

○中小企業における「働き方改革」に関する認知度及び取組状況の調査

令和3年11月に「過重労働解消キャンペーン」期間中に労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的な監督指導を実施しました。その際、働き方改革関連法の認知度及び取組状況を調査し、その結果を取りまとめて、令和4年3月3日に公表しました。

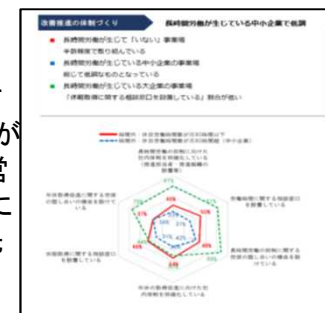
【アンケート結果】

中小企業において、時間外労働の上限規制や年5日の年次有給休暇の付与に関する認知度は高かったものの、月60時間超の時間外労働割増率の引き上げや勤務間インターバル制度に関する認知度は低いという結果となりました。また、同一労働同一賃金制度の認知度は半数程度でした。



(アンケート回答数: 446事業場)

また、働き方改革の取組状況として、大企業においては「方針・目標の計画化」や「意識改善」の項目で取組が進んでいるということ、一方で、「業務の繁忙に応じた営業時間の設定」、「部下の長時間労働抑制・年休管理について管理職の人事考課に盛り込んでいる」、「取引先との関係見直しを行っている」という踏み込んだ対策についてはあまり浸透していないことが判明しました。



【中小企業に対する割増率引き上げの周知】

調査の結果を受けて、令和5年4月1日から、中小企業に適用される割増率の引き上げ(労基法37条但書)について、局独自のリーフレットを作成しました。大阪府下の事業主団体への配布など、あらゆる機会をとらえて、引き続き周知啓発に取り組みます。

【雇用環境・均等施策の推進】①

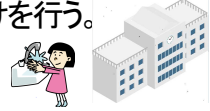
助成金の活用による両立支援等の促進、中小事業主の支援

小学校休業等対応助成金

○新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等の増加に伴い再開された。令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(労働基準法で定める有給休暇を除く)の休暇を取得させた事業主に対し、助成金を支給。

○小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口
労働者の方からの相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・小学校休業等対応助成金の活用の働きかけ等を実施。

労働局からの助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合は、労働者の方から休業支援金・給付金の支給申請ができるよう、労働局から事業主に働きかけを行う。



【令和3年度申請件数】(令和4年1月末日現在)

●小学校休業等対応助成金 1,549件

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置

○妊娠中の女性労働者が、新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的ストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければならない。

対象期間が令和4年3月31日まで延長。

○医師等から休業の指示があった場合は「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金等」を活用して、有給の休暇制度を取得させるよう事業主に働きかけを行っている。



○「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」を設置。

【令和3年度申請件数】(令和4年1月末日現在)

●新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金 105件
●両立支援助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休取得支援コース) 140件

業務改善助成金

○生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援するもの。

【令和3年度申請件数】(令和4年1月末日現在)

●業務改善助成金 310件

業務改善助成金特例コース

○「新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業主が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金(事業場で最も安い賃金)を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するもの。

○生産性向上等に役立つ設備投資等の費用(A)のほかに、生産性向上等を行う取組に関連する費用(B)も助成対象となる。

特例コース活用例(飲食店でデリバリーサービスを拡大)

デリバリー用3輪バイクを導入
(設備投資A)

デリバリーサービスを拡大したことを広告宣伝(関連する経費B)

配達の効率化とサービスの内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上

人材確保等支援助成金(テレワークコース)

○良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から、効果をあげた中小事業主が助成対象となる。



【令和3年度申請件数】(令和4年1月末日現在)

●人材確保等支援助成金(テレワークコース) 11件

【雇用環境・均等施策の推進】②

助成金の活用による働き方改革や両立支援等の促進

働き方改革推進支援助成金

- 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、参加企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的としている。
- 〔労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース
労働時間適正管理推進コース、団体推進コース〕

両立支援等助成金

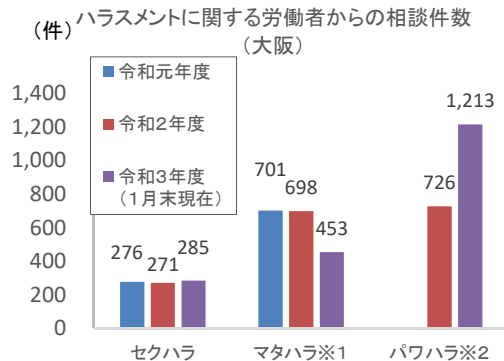
- 育児休業や介護休業の円滑な取得、職場復帰への取組を促進。
- 〔出生時両立支援・育児休業等支援・介護離職防止支援・女性活躍加速化・事業所内保育施設、不妊治療両立支援各コース〕

【令和3年度申請件数】(令和4年1月末日現在)

●働き方改革推進支援助成金 各コース合計：730件 ●両立支援等助成金 各コース合計：2,543件

総合的なハラスメント対策

- 労働施策総合推進法等の改正により、職場におけるパワーハラスメントについて雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に新たに義務付けられ、令和2年6月1日(中小企業は令和4年3月31日までは努力義務)から施行。
- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法も一部改正され、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントについても、不利益取扱いの禁止等強化された。



※1 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する不利益取扱い及びハラスメント
※2 令和2年6月施行

過重労働の解消のための働き方・休み方の改善の促進
(ワークショップによる取組)

- 新型コロナウイルス感染症の防止対策としてテレワークを導入した企業も増えていることから、前年度から引き続き「テレワークの推進に向けたワークショップ」(参加・体験型研修会)を開催した他、現在労働時間の上限規制が猶予されている医師に対しての「働き方改革に向けたワークショップ」も開催し、問題点の解消や改善策の検討を行った。また、参加者の新型コロナウイルス感染を防止するため、オンライン形式(ZOOM)での開催を複数回実施した。

令和3年度(令和4年1月末日現在) 8回開催 (104社 132名参加)



【参加者の声】

- ・他社の状況、取組内容が聞いて良かった。
- ・非常に有意義だった。今後に活かしていきたい。
- ・他施設の方と悩みを共有できて良かった。
- ・同業種でのワークショップを多く実施してほしい。

大学生等を対象としたワークルールセミナーの実施

- これから社会に出て働く学生等を対象にワークルールに関するセミナーを実施。
- 働き方改革推進会議構成団体である大阪府社会保険労務士会(※)と連携し、大阪労働局では、主に大学生を対象としたセミナーを実施。(コロナ禍のため一部、Webで実施)
- (※ 大阪府社会保険労務士会:高等学校における就労前教育「出前授業」を実施)

大阪労働局における
セミナー等実施状況
(令和4年1月末日現在)

受講者数(大学生等)	2,424名(23回)
職業講話実施数(高校生)	236回

【雇用環境・均等施策の推進】③

次世代育成支援対策の推進

【一般事業主行動計画策定届 届出企業数(令和4年1月末現在)】

6,539社 (うち100人以下 2,942社) <届出率 98.2%>

【くるみん認定企業数】

○行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができる。

○さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い、一定の基準を満たすと特例認定(プラチナくるみん認定)を受けることができる。

199社 (うちプラチナくるみん 18社)



女性の活躍推進

【一般事業主行動計画策定届 届出企業数(令和4年1月末現在)】

1,859社 (うち300人以下 438社) <届出率 89.9%>

※ 令和4年4月1日より、101人以上の事業主に、行動計画の策定等が義務化。

【えるぼし認定企業数(令和4年1月末現在)】

○取組の実施状況が優良な事業主は、申請することにより厚生労働大臣の認定(えるぼし認定)を受けることができる。(評価基準を満たす項目数に応じた3段階)

○また、えるぼし認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合は、特例認定制度(プラチナえるぼし認定)を受けることができる。

98社(うち300人以下22社)

3段階目 65社

2段階目 32社

1段階目 1社



育児・介護休業法の改正

【改正育児・介護休業法の周知・徹底】

○男性の育児休業取得促進などを柱とする、改正育児・介護休業法が令和3年6月に成立、公布され、令和4年4月から順次施行される。改正法では、子の出生直後の時期に柔軟な育児休業の取得(産後パパ育休)ができるようになるほか、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備(研修、相談窓口設置等)、個別の周知・意向確認の措置が事業主に義務付けられることとなった。

<産後パパ育休及び育児休業の分割取得(改正法より抜粋)>

	産後パパ育休(R4. 10. 1～)育休とは別に取得可能	育休制度(R4. 10. 1～)	育休制度(現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳(最長2歳まで)	原則子が1歳(最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能(初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就労することが可能	原則は就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合に限り再取得可能	再取得不可

○労働局では、改正法の説明会(働き方改革推進支援・賃金相談センター、大阪府・大阪市との共催等)、あらゆる機会を通じて周知・啓発を行っており、11月からは「育児休業制度等に関する相談窓口」を指導課に設置し、労働者、事業主等からの相談に積極的に対応している。

【労働相談の充実のための取組】

労働相談件数

令和3年度 (令和4年1月末現在)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
114,923 件	146,036 件	131,444 件	121,692 件

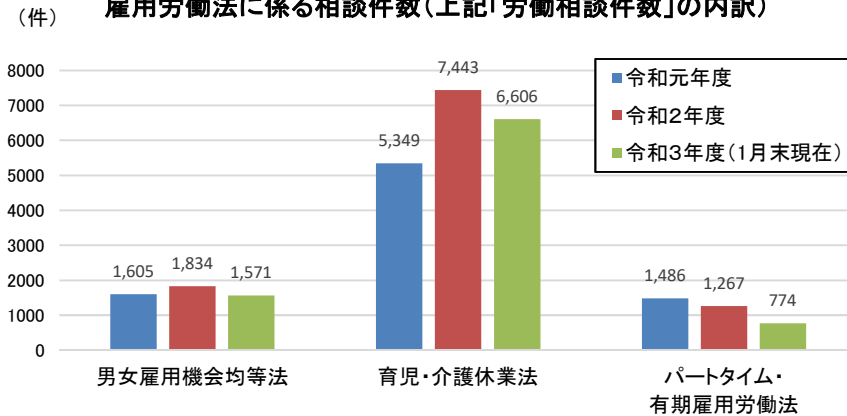
令和3年度(令和4年1月末現在)の労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は47,551件(41.4%)。

民事上の個別労働相談件数(左記「労働相談件数」の内訳件数)

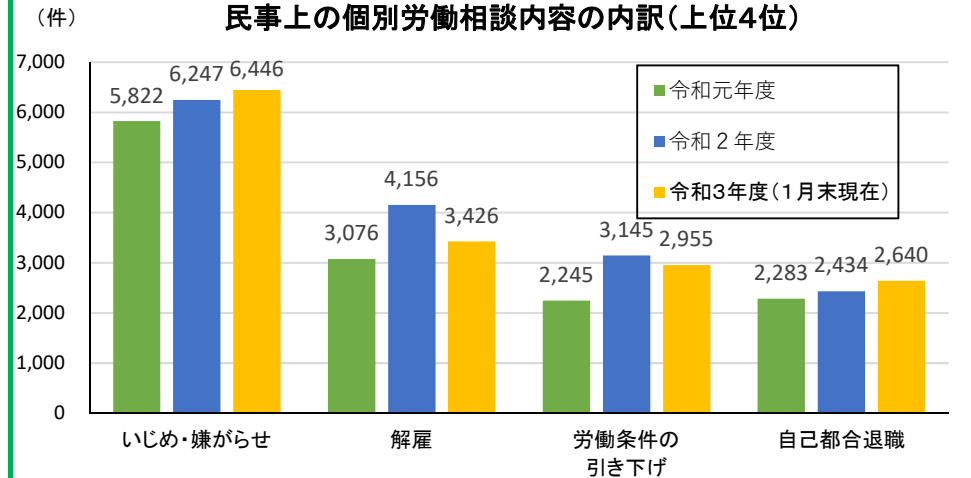
令和3年度 (令和4年1月末現在)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
23,248 件	25,330 件	20,434 件	19,785 件

令和3年度(令和4年1月末現在)の個別労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は2,774件(11.9%)。

男女雇用機会均等法・育児・介護休業法・パートタイム・有期雇用労働法に係る相談件数(上記「労働相談件数」の内訳)



民事上の個別労働相談内容の内訳(上位4位)



(1人の相談につき複数件計上あり)

労働局長の助言・指導の運用状況(受付件数)

令和3年度 (令和4年1月末現在)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
587件	702 件	729 件	687 件

令和2年度に助言・指導を実施した693件のうち、286件(41.3%)が解決した。

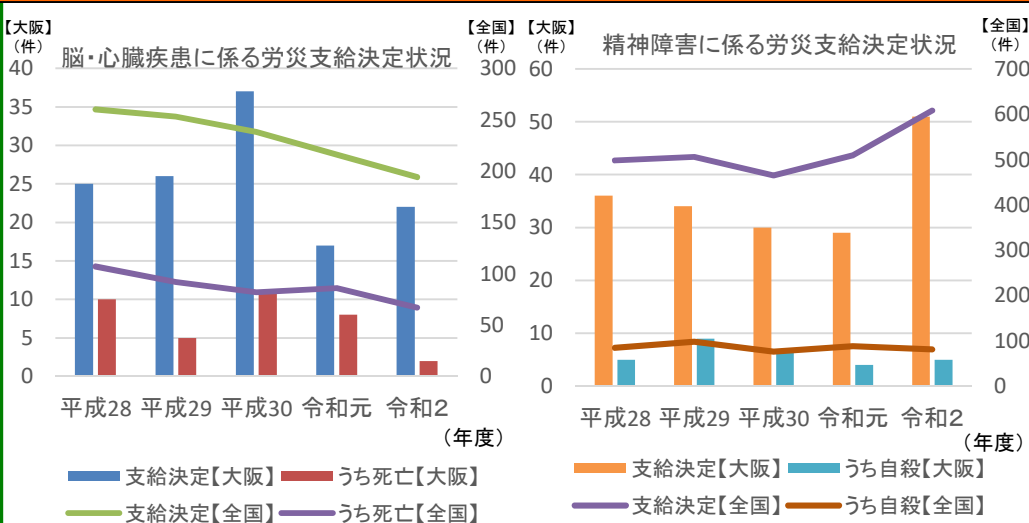
紛争調整委員会によるあっせんの運用状況(受案件数)

令和3年度 (令和4年1月末現在)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
239 件	297 件	372 件	387 件

令和2年度に手続きを終了したあっせん315件のうち、合意成立件数は90件(28.6%)であった。

大阪労働局における過労死等とその防止対策の現状

脳・心臓疾患及び精神障害の労災補償状況



長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導状況

○監督指導の強化(過重労働解消キャンペーン(11月)期間中)
 ・各種情報から、月80時間を超える時間外・休日労働があると考えられる事業場に対して重点的に監督指導を実施。
 ・違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対する全社的な是正指導や是正指導段階での企業名公表制度の強化などを実施。
 ・重大・悪質な違反が確認された場合は、過重労働撲滅特別対策班(かとか)が、送検。

	実施事業場数	労働基準関係法令違反事業場数	主な違反事項別事業場数		
			労働時間	賃金不払残業	健康障害防止措置
合計	675 (100%)	492 (72.9%)	143 (21.2%)	73 (10.8%)	160 (23.7%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果から見た大阪府における働き方改革推進状況(過重労働解消キャンペーン期間中)

	令和3年度	平成30年度
1 監督実施事業場	675	658
2 違法な時間外労働が認められたもの	143(21.2%) ↓	198(30.1%)
3 上記2のうち、時間外・休日労働の実績が最長の労働者の時間数が、		
(1) 月80時間を超えるもの	28(19.6%) ↓	96(48.5%)
(2) うち、月100時間を超えるもの	25(17.5%) ↓	65(32.8%)
(3) うち、月150時間を超えるもの	11(7.7%) ↑	10(5.1%)
(4) うち、月200時間を超えるもの	4(2.8%) ↑	4(2.0%)
4 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	202(29.9%) ↓	347(52.7%)
5 上記4のうち、時間外・休日労働を月80時間以内へ削減するよう指導したもの	82(40.6%) ↓	142(40.9%)

ストレスチェック制度の実施状況(常時使用する労働者が50人以上の事業場)

【目標】
 ストレスチェックに取り組んでいる労働者数50人以上の事業場の割合を2022年までに90%以上、
 ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した事業場の割合を2022年までに85%以上とする

令和3年における実施状況(令和4年1月末現在)
 ◎事業場の84.7%がストレスチェックを実施
 ◎受検労働者で面接指導を受けた者の割合はごく少数
 ◎実施事業場の87.5%の事業場が集団分析を実施

・大阪労働局公式YouTubeチャンネルにおいて、動画「ストレスチェックを実施しましょう！」を配信。
 10月開催の「大阪・職場の健康づくりフォーラム」において特別講演「コロナ禍の働き方とメンタルヘルス」を実施



・精神障害の発症を未然に防止するため、大阪産業保健総合支援センターと共催で、労働者による気付き(セルフケア)を促すストレスチェックの重要性並びに職場環境改善の必要性及び方法に関するセミナーを開催
 ・大阪産業保健総合支援センターに対する情報提供、情報交換
 ・ポータルサイト「あかるい職場応援団」、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」等を活用した周知

【過重労働による健康障害の防止②・労働条件の確保・改善対策の推進】

主な過労死等防止対策の推進

○労働局長によるベストプラクティス企業の取組紹介

令和3年11月2日に、労働局長が長時間労働削減をはじめとした働き方改革の推進に積極的な取組を行っているベストプラクティス企業（塩野義製薬株式会社）を訪問し、企業の取組状況について、動画等により紹介しました。



令和3年度は兵庫労働局長と合同で、塩野義製薬株式会社を訪問しました

○36協定届（ペーパー申請編・電子申請編）作成・届出の周知

企業担当者等から問い合わせの多い36協定届の作成・届出（ペーパー申請編・電子申請編）について、労働時間相談・支援班によるセミナー（オンライン方式）を開催しました。

開催日：令和3年11月4日・8日
開催：天満労働基準監督署

（大阪働き方改革推進支援・賞金相談センター共催）

また、セミナーの様子をYouTube動画で配信したところ、他局管内の事業場からも「わかりやすい」とのご意見をいただきました。



○大阪府と連携した「36協定締結周知期間」の取組

大阪府との間で、協定を締結した「いわゆるブラック企業の撲滅に向けた共同宣言」に基づいて、令和4年1月15日から2月14日までの1か月間について、「36協定締結周知期間」と設定し、大阪府と連名で労使団体に対して周知啓発への協力要請を行いました。

また、大阪働き方改革推進会議メンバーである池田泉州銀行窓口（87支店）に啓発用リーフレットを配置するなど、周知啓発を行いました。



労働条件の確保・改善対策の推進

○監督指導件数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年
監督指導実施件数	6,918	4,693	3,513
うち違反件数	5,130	3,278	2,540
違反率	74.1%	69.8%	72.3%

※監督指導実施件数のほか、新型コロナウイルス感染防止対策にかかる啓発指導等を、令和2年5,617件、令和3年4,103件実施している。

○申告監督件数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年
申告監督実施件数	1,891	1,718	1,428
うち違反件数	1,233	1,057	937
違反率	65.2%	61.5%	65.6%

○送検件数の推移

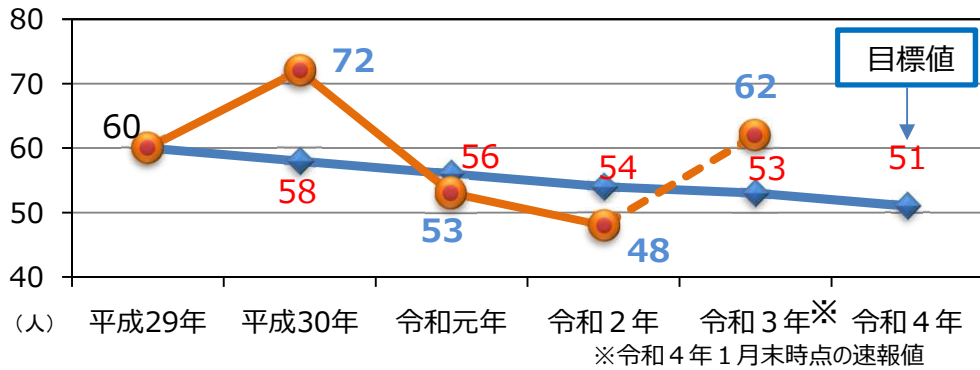
	令和元年	令和2年	令和3年
労働基準法違反	35	35	30
労働安全衛生法違反	45	45	48
合計	80	86	78

【大阪労働局第13次労働災害防止推進計画(第13次防)】

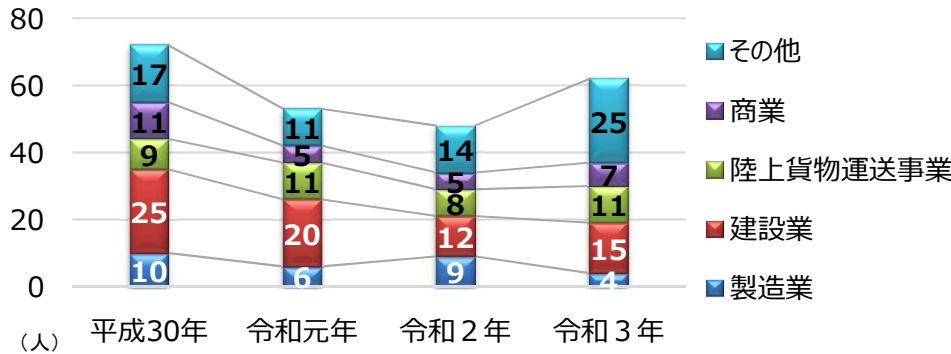
労働基準の分野

死亡災害【目標】

平成29年と比較して、令和4年までに15%以上の減少

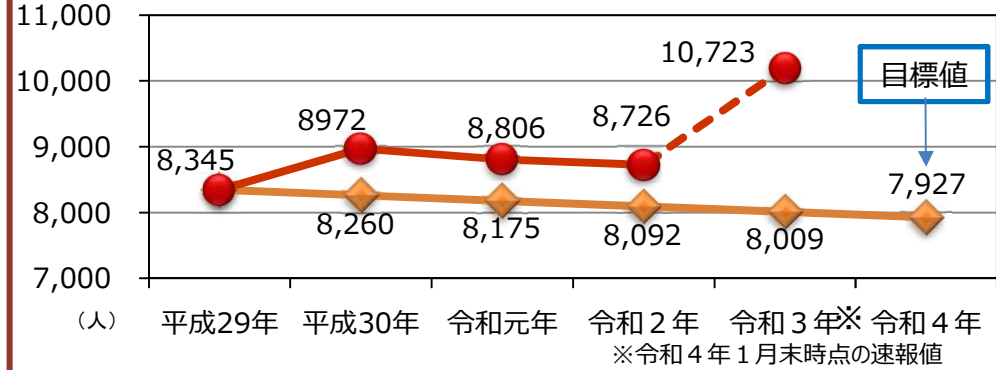


業種別内訳

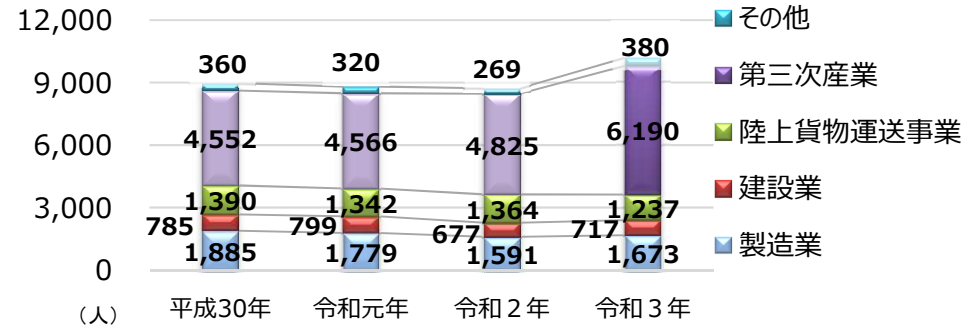


死傷災害【目標】

平成29年と比較して、令和4年までに5%以上の減少



業種別内訳



大阪労働局第13次労働災害防止推進計画

労働災害を少しでも減らし、安心して働くことができる職場の実現に向け、平成30年度を初年度として、5年間にわたり国が取り組む事項を定めた「労働災害防止計画」を踏まえて、大阪労働局が重点的に推進する事項を定めた計画です。

計画期間：平成30年度から令和4年度までの5か年

リスク“ゼロ”大阪推進運動

計画期間：平成30年から5か年

リスク“ゼロ”大阪推進運動は、平成30年度を初年度とする「大阪労働局第13次労働災害防止推進計画」の目標を達成するため、5つの活動に取り組むことにより、働く者すべてがそれぞれの立場で自主的に安全衛生活動を実践し、職場風土と安全文化を構築していくための啓発運動です。

安全見える化活動

安全Study活動

リスク評価推進活動

～取り組もう！ 5つの活動～

命綱GO活動

今日も一日ご安全に活動

死亡災害撲滅に向けた取組

1 「3か月無災害チャレンジ」活動の推進

令和3年10月・11月・12月の3か月間、「3か月無災害チャレンジ」活動を展開し、リスク“ゼロ”大阪推進運動に強力に取り組むことにより、労使、関係者が一体となった労働災害防止活動の徹底を推し進めました。

* 災害発生の動向を踏まえ、次年度も必要に応じて緊急対策を実施します。



2 積極的な広報活動

大阪労働局公式YouTubeチャンネルに令和3年全国安全週間準備期間中、局幹部のメッセージを配信。

また、「交通労働災害を防止しよう」などの動画を配信し、広く周知・啓発活動に努めています。



3 墜落災害防止対策の展開

要求性能墜落制止用器具の適正な使用の徹底とフック掛け替え時の墜落を防止する2丁掛け墜落制止用器具の使用促進等を勧める「命綱GO活動」(いのち つなごう活動)を引き続き展開していきます。

4 パトロールの実施

局署合同のトラックターミナルパトロール、建設業労働災害防止協会と連携した「ご安全に運動」パトロールを実施しました。



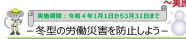
5 年末における労働災害防止の強化

年末は工事が輻輳することによる災害発生が懸念されることから、近畿各労働局と連携し、令和3年12月に労働局長一斉パトロールを実施しました。



6 冬季死亡災害防止強化期間の設置

1～3月期の死亡災害件数を抑え込むことで年間発生件数の減少を図ることを目的に、令和4年1月1日から3月31日までを冬季死亡災害防止強化期間と定め、墜落災害の防止、交通労働災害の防止を重点に取り組みます。



減少がみられない災害への対策の推進

【目標】

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店については、死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

■ 第三次産業に対する取組



- 小売業及び飲食店の本社を対象とした連絡会議を11月に開催。「今日も一日ご安全に活動」、「安全見える化活動」等取組の強化を図る。
- 複数の労働災害が発生した社会福祉施設やその本社・本部に対して、転倒や腰痛災害の防止に向けた取組の周知を図るとともに、関係団体と連携した取組を進めた。
さらに、災害防止に向けた実施事例の収集を進め、広報資料として活用し、自主的な安全衛生活動の促進を図る。

■ 陸上貨物運送事業に対する取組



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号)に基づき、基本的な安全対策の徹底を図る。

全国安全週間準備期間中に管内の物流ターミナルに対し、労働基準部長による安全衛生パトロールを実施し、併せて、トラックターミナル及び物流拠点を管内に有する労働基準監督署5署による広報パトロールを実施。

陸上貨物運送事業労働災害防止連絡会議を令和4年1月24日開催。

■ 大阪労働局公式YouTubeチャンネルを活用した広報

コロナ禍により、大阪労働局公式YouTubeチャンネルを活用し、積極的に周知啓発活動に努めた。(令和4年1月末日現在作成本数は8業種計22本)

「遺族からのメッセージ」を含めた各種業界(製造業、建設業、陸上貨物運送事業ほか計6業種)に向けた全国安全週間メッセージ動画を配信したほか、「社会福祉施設における災害事例と防止対策」等といった災害事例に基づく動画を配信し同種災害の防止の徹底を図った。

事業場における治療と仕事の両立支援

【目標】治療と仕事の両立支援に係る説明会を令和元年度の実績以上の参加者数をめざす。

- 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」普及のため、大阪産業保健総合支援センターと共催でセミナーを開催し周知（参加者数は、373名で令和元年度(92名)と比べて倍増）
- 地方自治体、関係団体等で構成する大阪府地域両立支援推進チーム会議を開催し、チーム構成員の活動等を共有するとともに、企業、医療機関等関係者との連携を強化
- 事業者への支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等と連携した総合的な支援の仕組みづくりを進めるための、「両立支援コーディネーター」(大阪府内857名)の活用を促進

治療と仕事の両立支援

& テレワーク導入支援セミナー

- 第1回 令和3年10月26日(火)
 - 第2回 令和3年11月2日(火)
 - 第3回 令和3年11月18日(木)
- 各回13:30~16:15 参加料無料
<<ZOOM参加>> 各回500名
<<会場参加>> 各回30名
場所:大阪府社会保険労務士会館3階会議室

化学物質を中心とした健康障害防止対策の推進

化学物質による健康障害防止対策

- 「化学物質管理・指導5か年計画」(2018年~2022年)により、化学物質製造者及び化学物質を譲渡・提供する事業者並びに化学物質取扱事業場を対象として、中長期にわたる計画的な指導を実施
- 溶接ヒューム等に対する新たな規制が加えられた改正特定化学物質障害予防規則等について、動画等による周知を実施



特定化学物質障害予防規則(特化則)等の改正について



動画視聴回数5,252件(1月末)

石綿による健康障害防止対策

- 石綿使用の有無の調査が十分に行われないうまま解体工事が施工されることを防止するため、発注者、施工者、関係団体等が連携し、改正石綿障害予防規則の内容について周知（方法の明確化、事前調査・分析調査を行う者の要件新設、事前調査結果等の報告制度の新設）
- 建築物及び工作物に係る一定規模以上※の解体・改修工事について、事前調査結果等(事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号・現場の住所・工事の名称・概要・工事期間、事前調査結果の概要等)を電子システムでの報告を義務化
 - ※ ① 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
 - ② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
 - ③ 請負金額が100万円以上の工作物(配管設備、焼却設備等)の解体工事・改修工事
 - ④ 総トン数が20トン以上の船舶の解体工事・改修工事
- 労働者の石綿等化学物質の取扱履歴等の記録の保存のため、事業廃止時も含めばく露状況などの情報が確実に保存されるよう周知

石綿障害予防規則等の法改正説明

石綿障害予防規則等の改正について
概要編

令和3年
厚生労働省大阪労働局労働基準部健康課

石綿(概要・詳細)動画視聴回数4,470件(1月末)

職業性疾病等予防対策の推進

熱中症予防対策

【目標】職場での熱中症による死傷災害を2013年から2017年の5年間(休業4日以上132件)と比較して、2018年から2022年までの5年間で20%以上減少させる。(現在4年目速報値で215件)

- 早い時期から熱順化及びWBGT値の確認を実施するよう専用リーフレット等により呼びかけ
- STOP! 熱中症クールワークキャンペーンの展開
- 熱中症予防専用ページを開設するとともに、大阪労働局YouTubeチャンネルに動画配信
- 対策セミナーを大阪産業保健総合支援センターと共催



熱中症予防対策

“熱中症死亡ゼロを目指して”

大阪労働局労働基準部健康課

最低賃金制度の適切な運営等

大阪府の最低賃金の周知と中小企業等への支援措置等の周知の徹底

最低賃金周知・支援月間の設定

○期間: 令和3年9月1日～9月30日

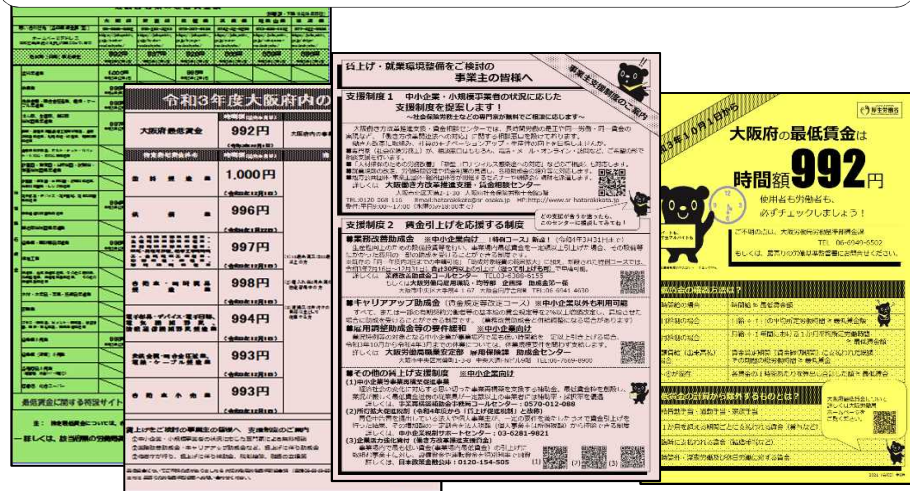
○趣旨: 大阪府最低賃金の確実な履行確保を図るためには、積極的な広報活動等による的確な周知を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた中小企業・小規模事業者への支援に積極的に取り組むことが重要であるという観点から大阪労働局において「最低賃金周知・支援月間」を設定し、改定された大阪府最低賃金の周知等に取り組むとともに、業務改善助成金、雇用調整助成金の支援策についても併せて周知を行い、利活用を勧奨を実施した。

○連携: 局労働基準部、雇用環境・均等部、職業安定部及び各労働基準監督署が連携して実施。

○広報: 大阪府、各市町村、使用者団体、労働者団体等に対して広報誌への掲載、ポスターの掲示、各種リーフレットの配架など周知依頼を行った。**【自治体広報誌(大阪府及び大阪府下43市町村)への掲載率100.0%】**

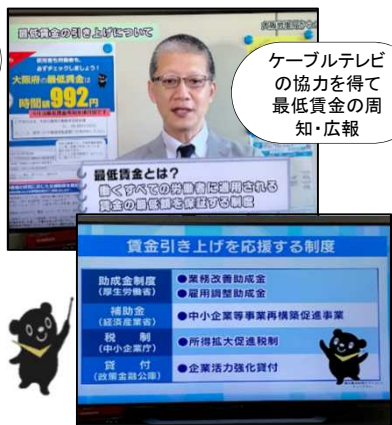
金融機関との包括連携協定を活用し、大阪信用金庫・池田泉州銀行等に対して、広報誌への掲載、各支店でのリーフレットの配架等を行った。ケーブルテレビの地域ニュース番組に出演し、最低賃金額及び各種支援策について周知した。

大阪局版ポスター・リーフレットを作成し、業務改善助成金等の利活用の促進



大阪局版ポスター・リーフレット裏面に「大阪府働き方改革推進支援・賃金相談センター」や助成金に係る中小企業支援事業について掲載

大阪府最低賃金審議会会長から大阪労働局長への答申
令和3年8月4日



最低賃金の履行確保に係る取組

- 大阪市・堺市と「最低賃金にかかる情報の提供に関する協定」を締結し、業務委託契約等受注業者の最低賃金履行確保に係る情報提供を制度化した。
- 行政機関の業務委託先において、最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように地方自治体及び国関係機関に発注時の特段の配慮等について要請を行った。政令指定都市を除く府内市町村長に対して、大阪府知事と労働局長連名による要請を行った。
- 大阪働き方改革推進会議に設置された「最低賃金のための環境整備に関する作業部会」を開催し、関係団体・関係省庁との連携を強化した横断的な周知を強化した。
- 労働基準監督署において、監督指導の際、「大阪府働き方改革推進支援・賃金相談センター」の無料相談会を臨時に開設し、賃金引き上げに向けた支援を行った。

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージに係る取組

○最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引き上げに向けた環境整備を行うため集中取組期間(1月～3月)に最低賃金の履行確保を重点とする監督指導を524件実施し、最低賃金違反は36件(違反率6.9%)であった(令和4年2月8日現在)。監督時に賃金引き上げの転嫁対策関連の施策についても紹介。

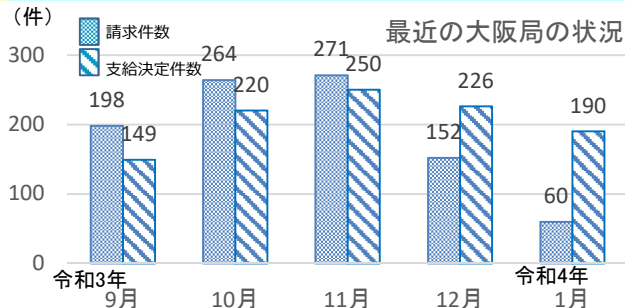
【労災補償対策の適正な推進】

新型コロナウイルス感染症の労災請求勧奨と迅速・的確な調査の実施

○新型コロナウイルス感染症に係る労災請求が増大しており、本省通達に基づく迅速かつ的確な調査、決定を行う。また、集団感染が発生した事業場が確認された場合等には必要に応じ、事業場等に対し労災請求勧奨を行う。

【大阪局の状況(累計)】 (令和4年1月末現在)

○「請求件数」3,171件 ○「支給決定件数」2,820件



職場で新型コロナウイルスに感染した方へ
業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が不明な場合
- 感染経路が不明な場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した業務従事者1人1人(個人)として認定される場合
- 医師、看護師や介護の業務に従事する方々については、業務外で感染したことが明らかでない限り、原則として対象
- 労災が特例し(濃厚接触者あり)、療養が必要と認められる場合

労災保険の種類

労災認定(労災認定)を受け、療養を受けたい場合は、正社員、パート職員の両方でも可能です。次のように給付額が異なります。給付額が異なる場合は、給付額が低い方の給付額が適用されます。労災認定が確定した時点で、請求書に会社からの経理が受けられない場合は、まずは労災認定申請書に提出してください。

給付決定の時期

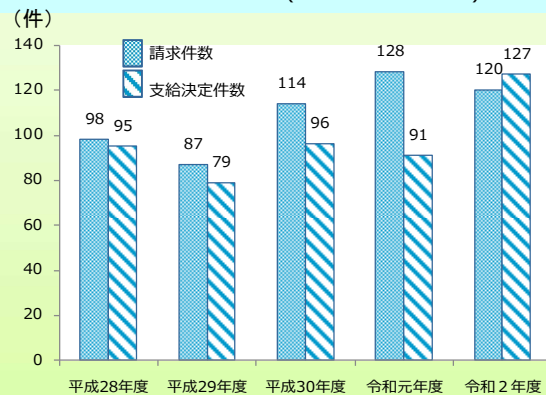
労災認定(労災認定)を受け、療養を受けたい場合は、正社員、パート職員の両方でも可能です。次のように給付額が異なります。給付額が異なる場合は、給付額が低い方の給付額が適用されます。労災認定が確定した時点で、請求書に会社からの経理が受けられない場合は、まずは労災認定申請書に提出してください。

厚生労働省 労働基準局 労災課 労災課長 室 (2023.12)

石綿関連疾患に係る補償(救済)制度の更なる周知の徹底

【令和2年度大阪局の状況】

○「請求件数」120件 (前年度比8件減少)
○「支給決定件数」127件 (前年度比36件増加)



○毎年、石綿ばく露作業による労災認定等事業場を公表している(全国)。※平成17年7月の第1回公表以来、令和2年度分まで延べ16,234事業場を公表している。

○石綿関連請求件数は年間100件以上の高水準で推移しており、労災補償及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の周知・広報に努め、石綿による疾病についての補償もれがないよう、労災請求等の一層の促進を図っていく。

迅速・適正な労災補償の実施

○過労死等事案(脳・心臓疾患及び精神障害事案)の請求件数は依然として高水準で推移している。

○過労死等事案の事務処理にあたっては、監督・安全衛生担当部署と連携した調査を確実に実施するとともに、認定基準等に基づく迅速・適正な処理を一層推進する。なお、脳・心臓疾患労災認定基準は、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価することを明確化するなど、令和3年9月に改正が行われた。

○労災保険の窓口業務について、相談者等に対して懇切・丁寧な説明を行う。

脳・心臓疾患の労災認定基準 改正に関する4つのポイント

- 1 労災認定基準を改正し、労災認定する件数を増やしました。
- 2 長期間の過労業務、短期間の過労業務の労働時間以外の負荷要因を考慮しました。
- 3 短期間の過労業務、長期間の過労業務の労働時間以外の負荷要因が顕著に発生する場合は労災認定しました。
- 4 対象業務に「睡眠不足」を新たに追加しました。

【大阪】 業務災害【大阪】 38,267
【全国】 業務災害【全国】 7,932

【大阪】 通勤災害【大阪】 8,482
【全国】 通勤災害【全国】 8,886

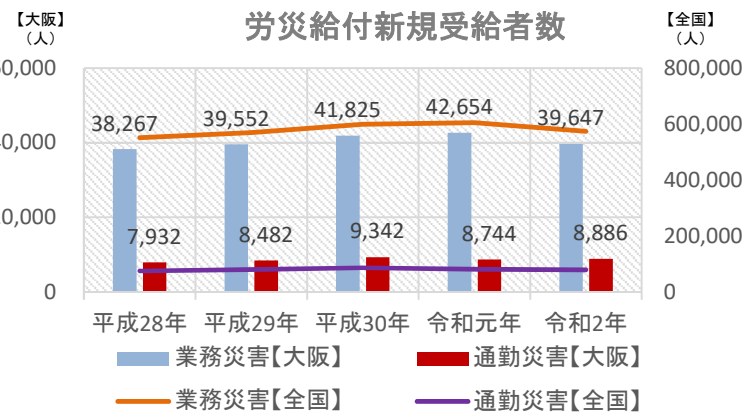
【大阪】 41,825
【全国】 9,342

【大阪】 42,654
【全国】 8,744

【大阪】 39,647
【全国】 8,886

平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年

大阪局保険給付状況(新規受給者数)



【新型コロナウイルス感染症の影響に対応した取組の推進】

【コロナ禍におけるハローワークの業務運営について】

感染防止対策を徹底した対面での支援

○対面での支援を希望する利用者の声に応えるため、感染防止対策（入口での検温・アルコール消毒、十分な間隔を取った配席、常時換気等）を徹底した上で、対面でのセミナーや面接会を実施



■対面での履歴書・職務経歴書セミナーの様子

コロナ禍におけるニーズに応える取組

○コロナ禍で来所を控える利用者への支援を継続して行うため、引き続きオンライン環境を活用した職業相談・セミナー・面接会等を実施

【在籍型出向を活用した雇用維持対策について】

【公益財団法人産業雇用安定センター（以下「産雇センター」という。）大阪事務所と連携した主な取組】

- 産業雇用安定助成金及び産雇センターの利用勧奨のため、出向を検討する企業への訪問を実施
- 出向元・出向先との人材マッチング相談会において助成金相談窓口を設置
 - ・令和3年10月15日「人材情報交換会」（大阪府中央区、参加企業87社）
 - ・令和3年11月5日、8日「閑空関連企業とりんくうプレミアム・アウトレット店舗担当者との人材マッチング説明会」（泉佐野市、参加企業12社）
- ⇒令和4年2月1日から、出向契約による2名就労開始
- ・令和3年11月17日～19日、人事労務等に関する展示会で産雇センター出展ブースにて相談実施



03.11.11 展示会での相談風景



04.02.01 出向スタート時の取材風景

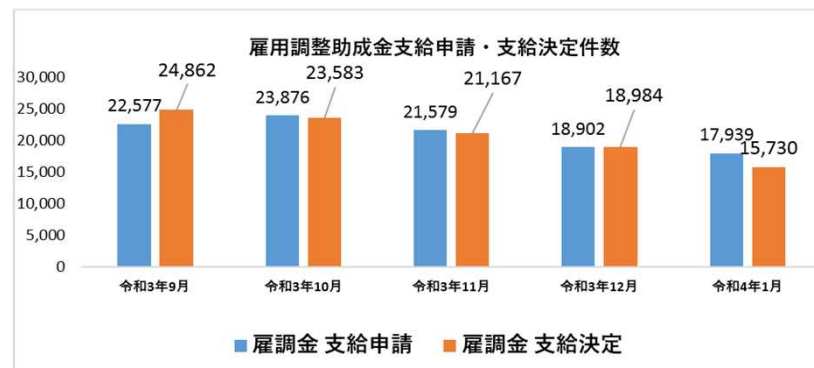
【各種助成金等の取組】

○雇用調整助成金の特例措置

- ・令和2年1月24日から適用期間とし、緊急対応期間（令和2年4月1日～）の休業等に適用
- ・助成金センターにおいて、通常の相談窓口に加え予約相談窓口を増設して相談対応
- ◆支給実績（令和4年1月末現在） 支給申請累計：593,774件 支給決定累計：588,019件（決定率：99.0%）
（緊急雇用安定助成金を含む）

○産業雇用安定助成金

- ・令和3年2月創設。在籍型出向により雇用維持を図る場合に送出企業（出向元）と受入企業（出向先）の双方に対して賃金負担等を助成する制度
- ・公益財団法人産業雇用安定センターと連携を図り、制度の積極的な周知を実施
- ◆計画受理状況（令和4年1月末現在） 出向労働者数：1,566人 出向元事業所数：135所
出向先事業所数：268所 支給決定累計：478件



新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置

- ・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により令和3年4月1日～令和4年3月末の間に事業主の指示により休業した中小企業の労働者（一部大企業の労働者を含む）のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった方に対して支給
- ◆実施状況（令和4年1月24日現在） 支給申請累計：482,882件 支給決定累計：385,639件 処理済率：95.3%

【雇用失業情勢を踏まえた職業紹介業務の推進】

【職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進】

○マイページを活用した情報発信

- ・求職者マイページを活用し、希望条件に合致する求人情報の提供や面接会の案内をする等、能動的な支援を実施

○オンラインツールを活用した取組の実施

- ・コロナ禍はもとより、デジタル化の一層の進展を踏まえ、利用者のニーズに応じて積極的にオンラインツールを活用した、職業相談、面接練習、セミナー、面接会等を実施
- ・YouTubeチャンネルを活用した動画配信など、効果的な周知を実施

【子育て世代のマナー講座セミナー】
令和3年11月18日開催
参加者：42名

オンラインセミナー
「子育て世代のマナー講座」
つみたてNISA・iDeCo編

日時 **令和3年11月8日(月)**
10:30～11:30
(Zoomウェビナー入室/10:10～)

講師 **近畿財務局職員** 参加費 **無料**

定員 **40名(予約制)** 予約締切日 **令和3年10月29日(金)**

申込方法 **ご来所・お電話で受付しております**
ハローワークプラザ 2階 201号室
〒590-8302 大阪府吹上区十二丁目3-4-11

内容 **子育て支援、就職や求職申込みなどイベントが次々とおこなわれる中、自身の形成の初めから近況を踏まえてNISA、iDeCoの活用を通して、お仕事を始める条件を改めて検討になる講座です***

○長期療養者に対する就職支援

- ・府内6か所のハローワークと、がん診療拠点病院等が連携し、がん患者等に対して治療と職業生活の両立のための専門的な就職支援を実施
- ・がん治療等について理解を深めていただくために事業主や人事労務担当者を対象としたセミナーを実施

【治療と職業生活の両立支援セミナー】
令和4年2月24日～令和4年3月31日「動画配信」

事業主・人事労務担当者様 対象

従業員が「がん」を患ったときのための治療と職業生活の両立支援セミナー

【セミナー内容】
① がんとは何か、がんの種類、がんの診断、治療、予後について
② がん患者の職業生活の両立支援について
③ がん患者の職業生活の両立支援について
④ がん患者の職業生活の両立支援について

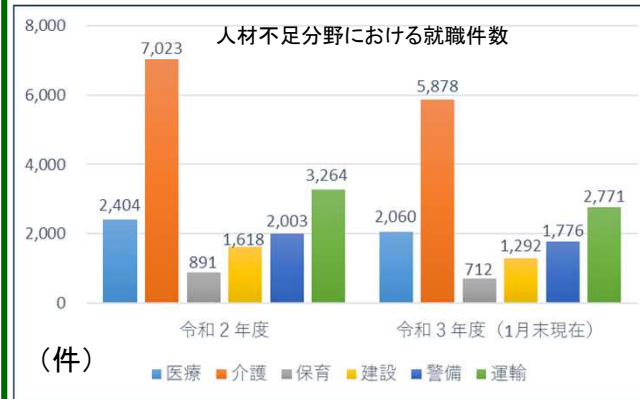
開催日時 **令和4年2月24日(水)～令和4年3月31日(金)**

【セミナー内容】
① がんとは何か、がんの種類、がんの診断、治療、予後について
② がん患者の職業生活の両立支援について
③ がん患者の職業生活の両立支援について
④ がん患者の職業生活の両立支援について

【人材不足分野等における人材確保対策の総合的な推進】

○人材確保対策推進事業の実施

- ・府内10か所のハローワークに人材確保対策コーナーを設置
 - ・業界団体との連携による業界の魅力発信、事業主への求人充足支援、求職者への個別支援を実施
- 人材不足分野における就職件数 14,489件(令和4年1月末現在)



【建設関係】
建設業の魅力発信を促すべく、9か所のハローワークで「建設のおしごとミニ体験会」を開催
令和4年1月～2月開催



【保育関係】
保育分野への就職に興味のある求職者を対象とした保育士就職面接会を開催
令和4年1月22日(土)開催
参加者：12名

保育士就職面接会

日時 **令和4年1月22日(土)**
14:00～16:00 (受付13:45～13:54の受付)

場所 **ハローワークプラザ吹上 2階 201号室**

参加費 **無料**

主催 **近畿財務局、近畿労働局、近畿労働局**

【介護関係】**合同就職面接会及び魅力発信イベントを、あべのハルカスにて開催**
令和3年11月16日(火)開催
参加者：214名

介護合同就職面接会

日時 **令和3年11月16日(火)**
あべのハルカス25階
ハルカス会議室

就業面接会
予約制 13:00～16:00 (12:00開場)

映画上映会
予約制 10:00～12:20～14:40～ (9:30開場)



映画上映会の様子

【地方自治体との連携による就職支援】

【地方自治体との連携】

雇用対策協定の締結状況

- 7自治体と締結
(令和4年1月末現在)
- 大阪府
 - 堺市
 - 東大阪市
 - 高槻市
 - 吹田市
 - 寝屋川市
 - 柏原市



■柏原市・八尾市との連携イベント
(就職フェアかしわら・やお2021)

地元自治体と連携し、様々な取組を実施



■東淀川区との連携イベント
(仕事と家庭の両立応援セミナー)



■堺市との連携イベント
(堺市各区で出張セミナー)



■池田市との連携イベント
(介護の魅力セミナーin池田市役所)

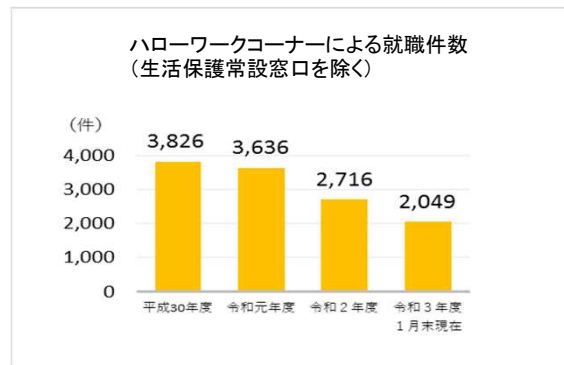


■高槻市との連携イベント
(合同企業面接会inたかつき)

【一体的実施の取組】

- 大阪府、大阪市、堺市、寝屋川市、柏原市と7拠点で実施
- ハローワークコーナーによる就職件数(生活保護常設窓口を除く)
2,049件 (令和4年1月末現在)

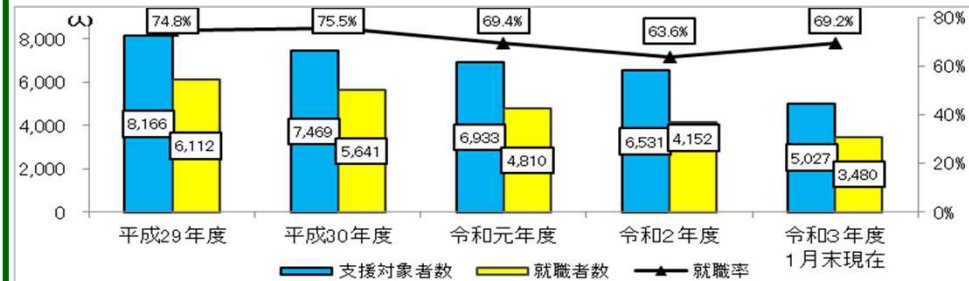
- まん延防止等重点措置実施期間(令和4年1月27日~2月20日)においても、感染防止対策を徹底した上で、通常通り開庁し、業務を実施
- 自治体等と定期的な情報交換を行う等、連携強化を図っている



【生活保護受給者等に対する就労支援】

- 生活保護受給者等の生活困窮者に対して、福祉事務所内へのハローワーク常設窓口の設置(大阪府内計21か所)や巡回相談といったワンストップ型の就労支援を実施

- 生活保護受給者等に対する支援実施状況(令和4年1月末現在)
就職件数 3,480件(目標達成率85.3%)



【若者・女性に対する雇用対策の推進】

【新規学卒者に対する就職支援の取組】

○大阪新卒応援ハローワークの取組

大学への恒常的な訪問による連携、コロナ禍に対応したオンライン合同企業説明会、就活生や就活生の親を対象としたハイブリッド型セミナーを実施

また令和4年3月9日(水)に、大阪が誇る世界一・日本一などの技術やシェアを持つ企業が集まる「世界一・日本一合同企業説明会」を実施予定



「親」と「子」のための就活セミナー



世界一・日本一合同企業説明会

○フレッシュ☆就職フェア2021の開催

年内の内定・就職を目指す学生や若者を対象とした「合同就職面接会」を開催

10月14日(木)開催 41社

参加者のべ139名



フレッシュ就職フェアの様子

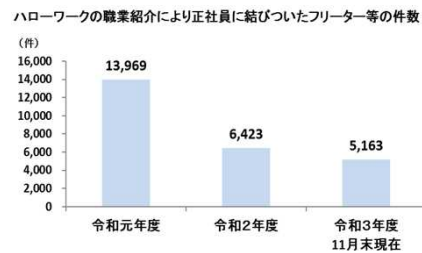
【フリーターに対する正社員就職支援の取組】

○ハローワークによる支援

わかものハローワークを中心に担当者制による個別支援、各種セミナーを実施

ハローワークの職業紹介により正社員に結びついたフリーター等の件数

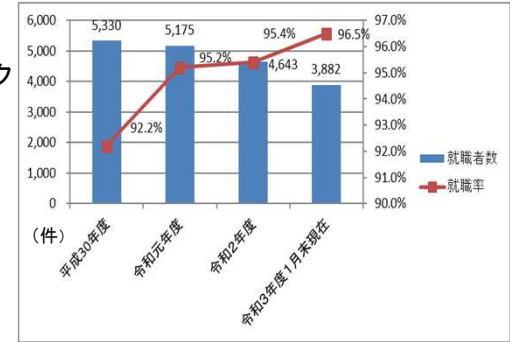
5,163件 (令和3年11月末現在)



【マザーズハローワーク事業の推進】

○マザーズハローワーク事業の取組

大阪府内の2か所のマザーズハローワークと12か所のマザーズコーナーを拠点として、子育てと仕事の両立を希望されるすべての方に担当者制の個別支援を実施



重点支援対象者に対する担当者制による就職件数・就職率

重点支援対象者に対する担当者制

支援対象者数 4,024人
就職件数 3,882件
就職率 96.5%
(令和4年1月末現在)

○マザーズイベントの開催

10月から11月にかけて、各拠点で管理選考・グループワーク・セミナー等の就職関連イベントを集中的に実施

実施イベント総数75回 参加者合計982名



・Enjoyワーク・ライフサロンの開催

12月から1月にかけて、就職に向けての様々な不安を座談会形式(一部オンライン参加も可)で共有するイベントを実施



Enjoyワーク・ライフサロンの様子

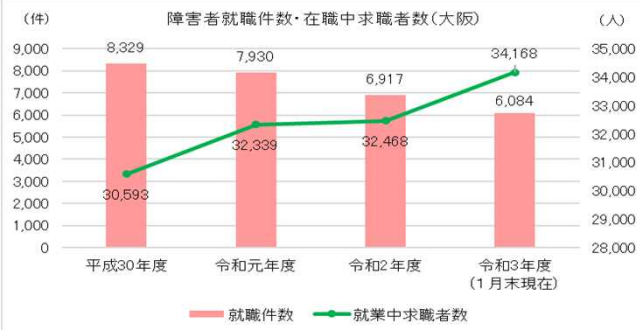


【障害者・高齢者・外国人に対する雇用対策の推進】

【障害者などの雇用対策の推進】

○ハローワークにおける障害者就職件数

6,084件(令和4年1月末現在)



○民間企業に雇用されている障害者の数は、18年連続過去最高を更新



○障害者就職面接会

令和4年3月3日(木)
会場: マイドームおおさか
参加企業: 45社

厚生労働省
障害のある方対象
就職面接会
事前予約制
参加費無料

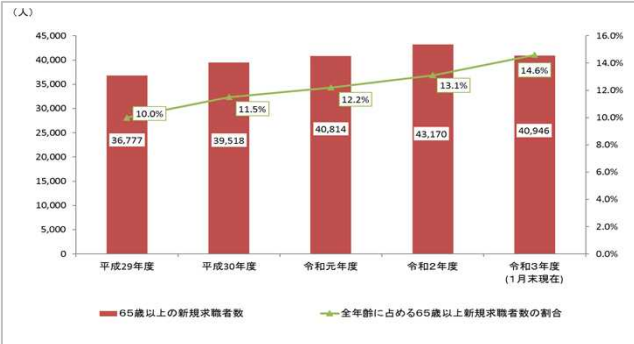
【高齢者の雇用対策の推進】

○生涯現役支援窓口での就職支援

・生涯現役支援窓口において65歳以上の高齢者を重点的に担当者制による個別相談や各種セミナー、就職面接会等を実施

生涯現役支援窓口での65歳以上就職件数

2,652件(令和4年1月末現在)



○シニア就職面接会

令和4年3月10日(木)
天満橋OMMビル
参加予定企業 25社
完全予約制
55歳以上の就職活動中の方を対象に開催予定

厚生労働省
シニア就職面接会
25社(予定)
55歳以上の就職活動中の方対象
令和4年3月10日(木)
13:20~16:40 (13:00開場~最終面接16:20)
会場: 天満橋OMMビル

○改正高齢者雇用安定法の周知

・70歳までの就業確保措置を講じることを定めた改正高齢者雇用安定法(令和3年4月1日施行:努力義務)について、その円滑な実施に向け、あらゆる機会を捉えて周知啓発を実施

【外国人の雇用対策の推進】

○外国人雇用状況の届出状況



外国人労働者数は111,862人で前年同期比4.9%の減少(令和3年10月末現在)

○外国人留学生WEB企業説明会2021

令和3年10月18日(月)
~10月29日(金)

大阪外国人雇用サービスセンター
YouTubeチャンネルにて各企業のPR動画を配信

参加企業 33社
動画視聴回数 4,772回
紹介件数 521件

外国人留学生WEB企業説明会2021
日本へ就職
今年最後の大手チャンス!!
参加企業 33社
令和3年10月18日(月) 9:00
~10月29日(金) 12:00
30社(予定)

○初めての外国人雇用セミナー

外国人の雇用実績がない事業所を対象に外国人雇用の基礎知識を深めていただくセミナーを開催
10回開催 81名参加(令和4年1月末現在)
(昨年度:12回開催 74名参加)

※今年度からオンライン形式によるセミナーを実施

【就職氷河期世代に対する就職支援の取組】

○専門窓口における就職支援について

・府内6か所(梅田、大阪東、阿倍野、堺、布施、枚方)のハローワークに設置している「35歳からのキャリアアップコーナー(就職氷河期世代支援窓口)」を中心に就職支援を実施



ファイナンシャルプランナーによる生活設計の相談(令和3年8月開始)

○～就職氷河期世代のための～

就職応援セミナー(全4回)

・就職面接会の開催に先立ち、就職応援セミナーをシリーズで全4回開催(計298名参加)
・専門窓口設置所を中心に府内のハローワークをZoomで接続し、複数会場において同時開催

- ・11/18(木)～あなたらしく輝く～仕事選びのススメ
- ・11/25(木)自己分析のススメ～適職診断と価値観診断～
- ・11/29(月)人生100年時代のライフプランの組み立て方
- ・12/2(木)～今から実践できる～面接対策のススメ～

○未来戦略！人材活用セミナー(全10回)

・就職氷河期世代の積極的な採用・正社員化等気運の醸成を目的とした事業主向けセミナーを全10回開催予定(令和4年1月末現在、8回開催、計176名参加)

○～就職氷河期世代のための～

35歳からのキャリアアップ就職面接会&相談会

・令和3年12月7日(火) 天満橋OMMビル
・就職氷河期世代の採用に意欲的な企業との出会いの場として、就職面接会を開催。当日はお仕事探しや働く準備、資格取得等に関する各種相談コーナーも設置



※参加企業49社、参加機関11機関、参加者205名

○ハローワークの職業紹介により、正社員に結び付いた就職氷河期世代(35歳～54歳)の不安定就労者・無業者の件数7,589件、進捗率120.0%(令和3年12月末現在)

【職業訓練を活用した人材育成支援】

○訓練受講者確保の取組(バスツアー)

・ものづくり分野のイメージをより明確化し、ものづくり分野への就職の可能性を高めるため、ツアー型の職業訓練施設見学及び体験会を実施(令和4年1月末現在、5回開催、25名参加)



○訓練受講者確保の取組(職業理解セミナー)

・職業訓練施設と連携し、訓練受講後の就職像及び職業理解の促進を図るための説明会を、各ハローワークにて開催



○訓練受講者数及び就職件数

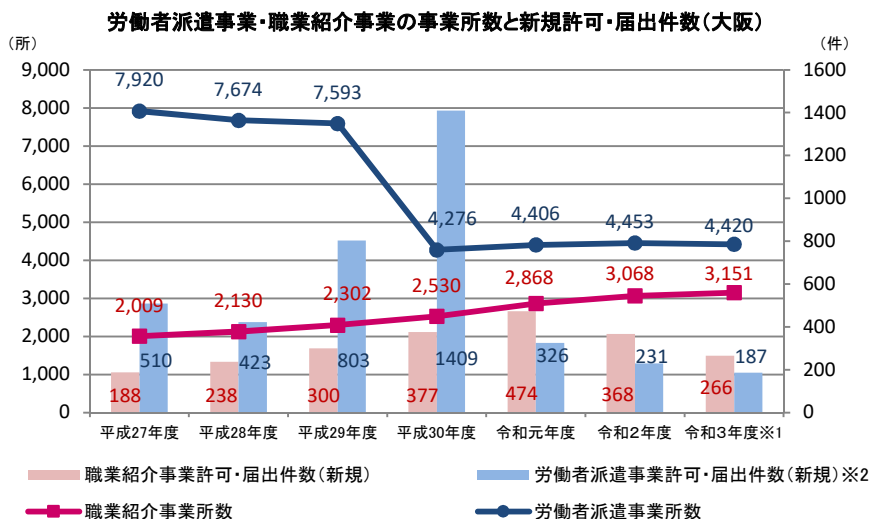
	応募者数	受講者数	就職数
令和元年度	12,292	8,354	5,128
令和2年度	14,522	8,731	4,260
令和3年度 (12月末現在)	11,088	6,986	4,335

※応募者数・受講者数については各年度ごとに算出
※就職数については、訓練修了3か月後の件数を計上



【労働力需給調整事業の適正な運営の促進】

許可申請・届出事業者及び派遣労働者への法制度の周知徹底



※1 令和3年度は令和4年1月1日現在の数値
 ※2 平成30年度の労働者派遣事業所数の減少については、平成27年の法改正により、届出制の派遣事業が廃止されて全て許可制となり、経過措置期限である平成30年9月29日までに許可制への切り替え申請を行わなかった届出制の旧特定派遣事業者は、全て廃止となったことによるもの。

- ①新規事業者向け説明会(4月～1月)
 労働者派遣事業 6回 20名(前年同期実績:4回 9名)
 職業紹介事業 6回 26名(前年同期実績:4回 22名)
- ②許可申請・届出受理後説明会(4月～1月) ※月1回資料送付を実施
 労働者派遣事業 1,167事業所(前年同期実績:677事業所)
 職業紹介事業 560事業所(前年同期実績:580事業所)
- ③労働者派遣セミナー(4月～1月)
 実績なし(前年同期実績:2回 4名)

④業界団体等への講師派遣状況(4月～1月)
 5団体 5回 130名
 (前年同期 3団体 3回 53名)

労働者派遣法、職業安定法等の遵守徹底

①指導監督の状況

	令和3年度(4月～1月)	前年度同期
職業紹介事業(個別指導)	282件	215件
労働者派遣事業(個別指導)	派遣元	766件
	派遣先	97件
請負関係事業(個別指導)	26件	353件

②集団指導(許可申請・届出受理後説明会)の実績については、左記に掲載。

派遣労働者に対する積極的な支援等

●派遣労働者からの苦情・相談(4～12月) ※四半期ごとに集計
 747件(前年同期 988件)
 ※指導監督が必要な事案についてはできる限り早期に全て対応

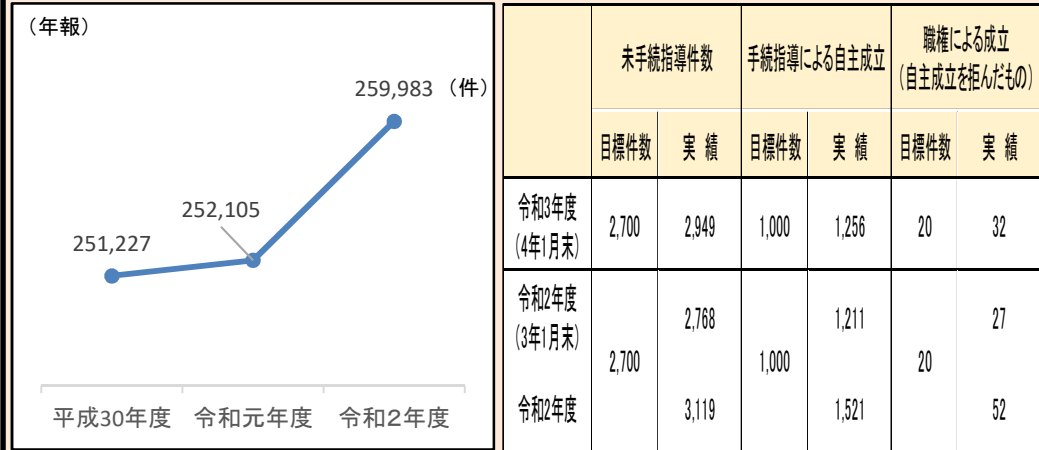
【労働保険適用徴収の分野における重点対策取組状況】

労働保険
適用徴収の分野

労働保険未手続事業一掃対策の推進

令和3年度労働保険適用促進計画に基づき、局・署・所が一体となって取組を実施

●労働保険適用事業場数の推移(大阪) ●対策の取組実績



労働保険料の収納率の維持・向上

労働保険料の適正徴収を期するため、実行ある滞納整理を実施

●年度別労働保険料収納率(大阪)

収納率は、徴収決定額に占める収納額の割合

	令和3年度 (4年1月末)	令和2年度	令和元年度
徴収決定額	2,224億円	2,220億円	2,165億円
収納額	1,651億円	2,173億円	2,145億円
収納率 ()は全国	74.21 % (73.87 %)	97.89 % (98.02 %)	99.02 % (98.90 %)
(参考)	令和4年1月	令和3年1月	令和2年1月
徴収決定額	2,224億円	2,213億円	2,159億円
収納額	1,651億円	1,625億円	1,608億円
収納率 ()は全国	74.21 % (73.87 %)	73.46 % (73.12 %)	74.48 % (73.83 %)

労働保険未手続事業一掃強化期間の新たな広報の取組(11月)



- ・ケーブルテレビ85回放映
- ・YouTubeの動画配信
- ・池田泉州銀行87店舗へのリーフレットの配架
- ・大阪信用金庫73店舗の広報モニターへの掲載

労働保険料の口座振替制度及び電子納付の利用促進

報道機関や府下公共団体等を活用した効果的広報活動を展開するなど、あらゆる機会を通じた、周知・勧奨を展開

広報活動リーフレット
参考例⇒